

平成23年5月20日（金曜日）

第5回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成23年第5回松島町議会臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	高平功悦君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤進君
教育長	米川稔君
教育課長	亀井純君

事務局職員出席者

事務局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

---

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 3 年 5 月 2 0 日 (金曜日) 午後 1 時 3 0 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

Ⅱ 第 2 会期の決定

5 月 2 0 日の 1 日間

Ⅱ 第 3 議案第 5 8 号 災害等廃棄物処理の事務の委託に関する協議について

Ⅱ 第 4 議案第 5 9 号 平成 2 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 3 号) について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時30分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、ご苦労さまです。

平成23年第5回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。 [REDACTED] ほか5

名です。町長よりあいさつをお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第5回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日提案いたします議案は、災害等廃棄物処理の事務の委託に関する協議及び平成23年度松島町一般会計補正予算についてご提案させていただくものでございます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番高橋利典議員、7番渋谷秀夫議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

---

#### 日程第3 議案第58号 災害等廃棄物処理の事務の委託に関する協議について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第58号災害等廃棄物処理の事務の委託に関する協議についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第58号

災害等廃棄物処理の事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、災害等廃棄物処理に関する事務を別紙規約により宮城県に委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年5月20日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第58号災害等廃棄物処理の事務の委託に関する協議についての提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」において、大量の災害廃棄物が発生いたしました。

これらすべての廃棄物を市町村が処理することは不可能であり、瓦れき等の廃棄物の一部を宮城県に委任し協議した上で円滑に処理業務を進めるため、提案させていただいた規約をもとに包括的な取り組みを決めさせていただき、今後さまざまな廃棄物の個別処理等について、実現可能性が整ったものについて業務を委任し実施するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては櫻井危機管理監より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それでは、配付いたしました「環境省補助スキームを使用した場合の県受託の事務の流れ」につきまして、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

環境省補助スキームを使用した場合の県受託の事務の流れにつきまして、私の方から説明をさせていただきます。

まず、この資料の説明につきまして、まず環境省の方で、平成23年5月16日付で東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針が示されております。これにつきましては、議会の皆様方も既にご承知のことかと思いますが、今回の震災を受けまして想像を超える廃棄物の量が一瞬にして発生したと。しかも、これまで一般廃棄物、産業廃棄物とそれぞれ役割分担が決まって処理してきたものが、一瞬にしてすべてが一般廃棄物になったと。この環境省の指針に基づいて、今回我々はこの廃棄物の処理をしていくことになるのですけれども、ここで環境省の方で国、県、市町村の役割分担を明確にしております。それをあらわしたのが今回の資料になります。

この中で、国の役割分担といたしましては、まずは財政の支援を行うと。これは、先ほど来、補正予算の中でも前回議論がなされたところでございます。また、宮城県の役割といたしましては、今後二次仮置き場の選定、それから市町村から災害廃棄物の処理の事務委任を受けた場合の市町村にかわっての処理の実施。それから、市町村については、宮城県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえて災害廃棄物をすべて処理をするという、三つのそれぞれの役割が今回示されております。

これに基づきまして、多賀城市の市長応接室で、18日、緊急に宮城県の方から説明がありまして、環境部長等が来庁し、2市3町に対しての説明も行われました。その中で、今回の規約をもとにして市町村から宮城県に事務を委任して、宮城県でやれる廃棄物の処理を宮城県にお願いすると。まずは、この規約でいかなる廃棄物にも対応できるよう、包括的な規約の取り組みをまず町と県が結ぶと。それに基づいて、宮城県の方で個々の廃棄物、例えば瓦れきといってもさまざまな瓦れきがございます。県管理から発生してくるもの、例えば県道、国道、河川、さまざまなところから出てくるものがあります。こういったものも含めまして、町が処分場として持っている宮城東部衛生処理組合、ここで処分できないようなもの、さまざまなものがありますけれども、そういったものの中で宮城県の方で協議が整って、処理を受け入れていただくことが整えば、その廃棄物の処理についてお願いしていくという流れを示しているものがございます。

宮城県と市町村、いわゆる松島町と規約の締結をし、その後さまざまな廃棄物の取り扱いについて協議を重ね、確定したものから随時処理をお願いしていく。そして、これについては宮城県の方からも見込み額の提示が市町村になされ、こういったものを取りまとめして、町は随時国の方に災害の報告をしていく。それで、これに基づいて補助の申請、そして概算払請求、実績報告という流れになって、今後のごみの処理に対応していくということになりますので、私からの説明にさせていただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番であります。ちょっとお伺いをしたいのでありますが、この委託事務の範囲なのでありますが、ここで、3行目ですか、「廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする」というふうなことになって、このスキームが出ているわけですが、さっき議運でも話がちょっと出ましたが、今までに宮城東部なりなんなりに町が処分していたものについても、これと関係なく国から来ると、こういうふうなことの説明を受

けたわけでありますが、そうするとこのスキームにある国が負担をすべき額というのは、これにかさ上げになるのかどうか。その分ですね。今からのやつは宮城県と協議をして、この協定でいくと、こういうことになるわけでありますが、今まで処分したやつ、費用、そういうものについては、ここのところで国と町と宮城県のこのスキームを見ますと全く同じな額になっているわけでありますが、今まで処分したのをこうすればかさ上げになるのが出てくるのではないかと、こう思うわけでありますが、いかがなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今回の災害の一番難しいのが、発生するごみを想定することが一番難しい作業になっております。例えば、我々松島町、床上浸水その他いろいろありましたけれども、今回国土地理院の方が浸水した区域を衛星のGPSを使って面積を出しております。その面積から想定されるごみの発生量というものが出されております。各自治体、まず第1段階目、国に対してはこの発生数量、発生量推定値、これをもとにして国の方に報告をしていくことになろうかと思えます。その中で、随時これから、今現在、宮城東部さんの方には恐らく全体の2割から3割程度の可燃物、それから不燃物を搬出してあります。そのほかに、瓦れき、木、コンクリート、そういったものにつきましては、できる限りリサイクルに回そうということでやっておりますが、これらについてもすべて国の方で全額負担をすることによって出されております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） わかります。そのところまではわかるのです。だから、その2割か3割出したやつは、このスキームからはみ出すのではないかと。はみ出したのは、はみ出したようにならないと、私らはこれを見て、そうすると町で今から宮城県と契約するもの、そのものは国で面倒を見ますと、こういうふうに言っているわけです。それ以上のものがあるわけです。2割か3割。それをどうするのかというふうなことなのです。聞いているのは。

内容的にはわかりました。そういうふうな何でやると。そうすると、このスキームとは必ずしも一致をしないと、こういうふうなことであればわかるわけでありますが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 今回、この規約の中の資料は、今後県と規約を結んで協議して、県の方にこれから頼む分がこういう形になります。では、今までうちの方で2割とか、2割か1割か、多分2割くらいだろうと想定していますけれども、その分は町でもうやっていますか

ら、その分はこれとは別個に町の方が環境省の方に報告して国費相当分をもらうと。あと足りない分を起債で充当するという、別個に、尾口議員さんが言われたとおり、別の枠の中で補助対象とかになるということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、3条、委託事務の管理及び執行の方法。「委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程の定めるところによる」と、こういうふうになっているわけですが、宮城県の条例は出ているのですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 宮城県につきましては、今回この規約をもとにして対応していきたいということで回答を得ております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 3条に、「宮城県の条例、規則その他の規定の定めるところによる」と。ここできょうこれを議決をすれば、即宮城県とこの規約を結ぶわけでしょう。契約を。そうしたときに、ここにあるこの条例、規則というのは既にあるのですかと、こう聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ここで言っている宮城県の条例というのは、新たな条例、それはちょっと想定を今のところはしておりませんが、従来の既存の条例でもっての条例、規則その他の規程ということで、ここで書かれているということだと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうだとすれば、この5条ですか、副町長、「宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し」と、制定することがなくなるのではないですか。今の説明だと、今のやつでやるのですよと、こういうふうに言っているわけでしょう。この5条は、別に制定するのだと言っているのですよ。しっかり見てから、時間をかけていいですから、見てからはっきりした答弁をしてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 確かに、第5条はそのように条例等を制定、改正しというふうに出ています。その点につきましてはちょっと確認しておりませんでしたので、なお確認いたします。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。



○9番（尾口慶悦君） 副町長は、町長と同じ立場でやるのですよ。そうしたときに、ただ「んだべ、議会の同意さえもらえばいいんだ」ということでは、言葉として責任を持ってないでしょう。私は、責任を持った答えを言ってくださいと、こういうふうに言っているわけです。そして、3条でいえば、こうですよ。今まであったやつでいいのですよと。5条といえば、今度は今から、確認はしていませんよと、これでは責任ある答弁になりますか。あなた。

○議長（櫻井公一君） 確認しますか。（「確認」の声あり）はい。

答弁整理のため、暫時休憩させます。

そのままお待ちください。（「休憩」「休憩だな」の声あり）

時間かかりますか。（「ちょっとかかるので休憩してください」の声あり）かかりますか。

時間がちょっとかかるということでございますので、確認のためにここでそれでは休憩いたします。議員の皆様は、議員控室でお待ちください。

開会につきましては、追って連絡いたします。

午後1時48分 休 憩

---

午後1時59分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

9番尾口慶悦議員の質疑に対しての答弁から入ります。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほど、ちょっと若干言葉足らずだったということでございます。

第3条につきましては、一般的な宮城県の現行の条例、規則その他の規程に基づきまして、この委託事務を管理、執行していくという場合の書きぶりになっておりますし、一方その補則、第5条におきましては、今回の事務の委託に伴いまして、宮城県側の方で、例えば財務規則等を改正するとか、他の条例等を改正する必要があった場合、そういった場合には直ちにこちらに通知をするという、そういう規程でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） わかりました。

それから4条ですが、委託事務に要する経費の負担と、こういうふうなことがあるわけですが、このスキームを見まして、市町村は国に災害報告をして補助金の申請をする。交付の通知を受けて概算払いの請求をすると、こういうふうになっているわけですが、宮城県には前払いと、こうなっているわけですが、この規約の中では宮城県とあらかじめ経費の見積もり等に関する何を松島によこしてもらって、そして協議するとなっているわけであ

りますが、この概算払いが国から来ないうちに宮城県から請求されるというふうなことはないのですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 5月9日の環境省の説明の中では、委任事務に係る経費の前払請求があった時点で、これを速やかに市町村は国に報告をし、国の方で概算払いの請求手続に入るという説明がなされております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今の概算払いの請求は私はわかるのです。このスキームを見て。だから、その概算払いの請求をしている間に、宮城県から何億と前払いをよこせよと、こういうことがあれば、金がなければ一借もしなければならぬわけですね。だから、そういうふうなことがないですかと。国から、概算払いの請求をして概算払いが町に入ったと。そして、その金でもって宮城県に前払いをすると、こういうふうなことになるのか、それともまだ来ないうちに「このぐらいかかるからよこせ」と言われて前払いするのか、そういうふうなものはどういふふうになっているのですかと、こう聞いているわけですよ。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的に補助とかがある概算払いもあるということで、この間の会議でも、県から請求が来たら速やかに概算払いを町として環境省、国の方に出して、そのお金が入ってその分を県の方に出すと。ですから、一借とか一部立てかえとかそういうのは発生しないようにということで、環境省というか国の方では考えております。うちの方でも、その方向でということです。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 宮城県、沿岸部、特に皆そういうのだと思うので、それらはやっぱり首長さんあたりがはっきりしておいてもらって、そうしておかないと、「いや、そんなふうに言ったんだべか、言わないんだべか」と、こういうふうになって、この規約でいけば請求されれば出さなければならないと、こういうことになるわけでしょう。だから、そういうことのないようお願いをしておきたい。決して町長のことを責めるのではなしに、そういうふうな取り扱いを執行者としてしていかなければならぬだろうと、こういうふうなことで申し上げているので、これは正しく守っていただきたい、こういうふうにあります。

○議長（櫻井公一君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第58号災害等廃棄物処理の事務の委託に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第59号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第59号平成23年度松島町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第59号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第3号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,122万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,088万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年5月20日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第59号平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う復興支援

等について補正するものであります。

歳出につきまして、4ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費につきましては、東北地方太平洋沖地震によってお亡くなりになった方や被災された方に対し、町として見舞金を支給するため補正するものであります。

3項1目災害救助費につきましては、東北地方太平洋沖地震に関する国の第一次補正予算に基づき、町が主体として実施する損壊した一般住宅等の解体工事及び現地調査並びに解体工事の積算等に関する経費を補正し、また町民の皆様から搬入される災害ごみの分別及び処分場への搬出業務につきまして、岡山県倉敷市よりご支援をいただき実施しており、これら倉敷市職員に係る宿泊施設の借上料について補正するものであります。

4款衛生費、1項6目公害対策費につきましては、東北地方太平洋沖地震に伴い起こりました、福島第一原子力発電所の事故によって発生している放射性物質を測定することにより、町民及び観光客の安全安心を確保するために放射線量測定器を購入する経費を補正するものであります。

7款商工費、1項3目観光費につきましては、地震により被害を受けた三十刈駐車場等の補修工事費を補正するものであります。

9款消防費、1項3目災害対策費につきましては、今回の大震災の対応を踏まえ、災害時の各避難所ごとの水の確保が重要であると考え、すべての避難所に給水タンクを配備することにより、早急に災害時の水の確保を図るものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金につきましては、災害廃棄物処理事業に係る財源が国より示されたことに伴い、2項1目民生費国庫補助金へ財源更正するものであり、あわせて歳出でご説明しました損壊家屋外解体事業に対する財源を補正するものであります。

22款町債、1項4目民生債につきましても、損壊家屋外解体事業に係る町負担分について災害廃棄物処理事業債を補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） おとといも質疑をさせていただいたのですが、おとといしなかったとこ

ろで、この放射線の測定器の購入ということなのですが、どの程度の性能といいますか、能力を持っているのかといいますか、こういった程度の機器を購入するのかという、その中身についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） この測定器の種類ですけれども、金額的にも種類的にも多様ありまして、国内のもの、それから外国のものがあります。それで、今町の方で考えているのは、とにかく大気中の測定と、それから物質の表面の放射能汚染の検査、いわゆる付着したものです。これが測定できるものということを考えて、機種を選定していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 言ってみれば、一つは、いろんな機器があるわけですが、マイクロシーベルトというところからミリシーベルト、シーベルトと、単位で放射線量があらわされていくわけですが、まずこのマイクロシーベルト、1,000分の1マイクロシーベルトから、マイクロシーベルトの範囲でしか測れない機器とか、あるいはその1,000分の1マイクロシーベルトからミリシーベルトまでの範囲でしか測れないとか、その辺のどの範囲で測れるのか。

それから、放射線は、アルファ、ベータ、ガンマ線、中性子線と4種類あるわけですが、この何を測るのか。そこら辺がわかれば教えていただきたい。

それから、いわゆる物質の表面についたものの放射線量の測定もできるようなものということなのですが、これは無理なのだろうなと思うのですが、多分ですよ。私が思うには。言ってみれば、ハウレンソウならハウレンソウの葉っぱの表面に、ヨウ素が付着しているのか、セシウムが付着しているのか、そういうことも含めてわかるという装置なのか、そうじゃなくてただ単に放射線の強度を測るだけなのか。その辺はどういう内容なのかということなのですが、もう一回お願いします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今回考えていたものというのは、大気中というものもありますけれども、それから食品ですね。当然薬物については付着物、こういったものについての放射能表面汚染チェックができるものになります。

ただ、宮城県が発表しておりますヨウ素、セシウムでありますけれども、これらについては今うちの方で携帯で測れる範囲の最高値というのは1マイクロシーベルト、1時間あたりのです。これ相当の数値を検査できるものになっております。それから測定範囲なのですけれど

も、ガンマ線の放射、1から300マイクロシーベルト、こういったものの測定範囲ということ  
で出ております。ですから、ヨウ素の測定となると、これは大変携帯のものでは厳しいものが  
出てくるのかなというふうに思っております。やはり携帯で見られるものというのは、放射線  
物質があるかないかという範囲にとどまる可能性が高くなってくると思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 現状では、宮城県仙台市ですと0.078とか、その程度のマイクロシーベ  
ルトということなのですが、これは値段が高くなるのでしょうけれども、せめて1ミリシーベ  
ルトぐらいまでの範囲で測れるぐらいのものは購入した方が私はいいのではないのかなと。

今後のことを考えますと、福島原発はどうなるのかというのはわからない状態ですよ。何  
とか安定をさせようと、水をかけて冷やして安定をさせようということではいますけれども、  
これはまだまだどうなるかわからないというのははっきり言っていると思うのです。私は。む  
しろ、本当に宮城県は非常に測定することに消極的だと。実際、この間牧草やなんかを測った  
ら、大変高濃度の放射線が検出をされるという、こういう状態になっているわけですよ。

そういう意味でいきますと、もう少しこのマイクロシーベルト内ではなくてミリシーベルト  
の領域に入るまでの、この機器を購入した方がいいのではないかなというふうに思うのですが、  
その辺もう一度お伺いしておきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 宮城県が実施しているこの測定なのではござい  
ますが、実際検体を東北大学の方に持って行って、大学の機器を使って測定をしているわけでは  
ございませぬ、この大学の機器というのは、ちょっと金額が我々の方では想定しているものを  
超えるというふうに聞き及んでおります。というのは、大学の方で研究していきながら持っ  
ているものから、これが市販価格で幾らぐらいするのかというのはちょっと想定できないとい  
うことを大学からも言われましたので、ちょっと難しいかなと思っております。ですが、  
今回は我々の方で購入するこの測定器をもとにして、もし反応が出ればすぐ県の方に  
問い合わせをするとか、そういう形で使用していければなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 多分、大学で使っているようなやつというのは、要するに放射  
性の物質というのはいろんなものがあるわけですよ。今盛んにテレビ等で取り上げられて  
いるのは、ヨウ素であるとかセシウムであるとかというふうになっているわけですが、  
ウランだっけそうだしプルトニウムだっけそうだし、その他いろんなものが今回の水素爆  
発である福島原発から

は飛び散っているわけですね。ただ代表的なものとして今言われている二つが言われているだけで、ですからその東北大で測っている機械というのは、その放射性物質を出している物質が何なのかというところを特定することができる機器なのです。そういうものがあって特定することができる。そのために多分私は相当高い機器になっているのではないかなというふうに思うのです。

ですから、一般的に我々が購入するときは、そのレベルでなくてはいいとは思いますが、放射能がどのレベルまで測定できるかということになると、この1マイクロシーベルトでは足りないような気がするので、私としてはもう少し広範囲な測定が可能なものを購入すべきだなというふうに思うのですが、予算がこれでは間に合わないということも、間に合うかどうかわかりません。いろんなものが出ていますからね。安くてもミリシーベルト、これは安いとマイクロシーベルトの上の部分からミリシーベルトの間しか測れないとかいろいろあるのですけれども、せめて今購入しようとしているものからミリシーベルトまでの間で、せめて測れるものを購入した方がいいと思います。

これは、そういう要望といいますか、私としては意見だけは申し上げておきたいというふうに思います。終わります。もし答弁があれば、いただければと思いますが。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今回、我々いろいろ調べさせていただきました、今携帯の測定器の中では一番高いものというふうに見ております。外国製になってくると、当然こういった金額になろうかと思えます。国内のものであれば、基本は空気中の濃度の測定のみなのです。ですけれども、やはりこれから我々が測定として参考値に使うものとするれば、付着物もやはり考えていかなければならないだろうということで、今現在の調べた中での最高額のものを一応選ばせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。できれば範囲の広いものということなのですが、いずれ携帯して持って歩けるということなのでしょうけれども、やっぱりその測定の問題ですね。この放射線の怖いのは、やっぱり子供さんだとか妊婦さんだとか、そういう方々がやっぱり浴びるということが一番怖いわけで、我々のような50代、60代過ぎたような人間が今から放射線を浴びて、では放射線との関係でどのぐらい影響があるのだというふうになってもなかなかこれはわからない話で、いずれその若い人たちが放射線を浴びるということが非常に問題になってくるわけなので、測定をするということについてどういうふうを考えて、具体的にどうい

測定ということを考えているのか、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） やはり、この放射能線量に関して一番弱者である幼児のいるところとなれば、今現在我々の方で考えているのは第一小学校とか、そういった災害弱者と言われる施設等で測定して、観察していければというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうですね。ぜひ、各学校、幼稚園、保育所、そういった箇所を含めて町内を積極的に測定もしていただいて、そしてそういった測定した結果を町民の皆さんにきちんと明らかにしていくということも含めてやっていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡です。災害見舞金が補正で計上されております。それで、きょうは傍聴の方も多いので、さきの配分委員会では議会の意向も通していただきましたけれども、義援金と見舞金のご説明と、それから額、それから配分される内容、この間の配分委員会で行われたような終結の議論をご披露していただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今の一番先の質問、義援金と見舞金ということについてということだと思うのですが、その中身ということだと思うのですが、義援金と見舞金と、一般的には義援金については、災害などの被害を受けられた方の救護とか支援のための善意のために寄附されるお金かと思えます。一般的な話でございます。見舞金につきましては、よく病気やけがなどした場合、早く元気になってくださいとか、早く回復してくださいという気持ちを込めて行うものが一般的に見舞金かと思えます。

それから、配付方法なのですが、資料を配付しておりますけれども、参考資料ということで説明させていただきます。参考資料を添付しておりますけれども、これにて説明させていただきます。

1番目の義援金及び見舞金支給額ということで、まず区分が死亡・行方不明者の場合、町の義援金配分額、①という数字でございますけれども、5万円。今回予算計上をしております町の見舞金が5万円ということで、合計しますと10万円でございます。全壊につきましては、町の義援金が4万5,000円、町の見舞金が5万5,000円、合計しますと10万円。大規模半壊につきましては、同じように2万5,000円の4万5,000円で7万円でございます。半壊につきましては、



同じように1万5,000円の3万5,000円の5万円ということでございます。重傷者につきましては、町の義援金が3万円、町の見舞金が2万円ということで5万円でございます。それから、内定取消者については町の見舞金から5万円ということで合計5万円。それから、資料の2の宮城県義援金、それから日本財団弔慰金等を合わせまして、合計額の4番目で説明いたしますと、死亡・行方不明者につきましては配分金額のトータルが50万円、全壊につきましては45万円、大規模半壊については25万円、半壊につきましては23万円、重傷者につきましては5万円、内定取消者については5万円となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 議員ご質問の、配分委員会でのお話というようなことでご質問もあったかと思しますので、私の方からその点につきましてご説明したいと思います。

先般、5月9日でございますけれども、この参考資料のうち①の義援金配分額というのが、これが町の義援金ということで口座に入ります。それで、これらにつきましては「一般の町民の方々に、どうぞそれを差し上げてください」という、そういう趣旨でもってご寄附いただいた趣旨のものでございますので、この義援金につきましては配分委員会という、そういう委員会組織をつくりまして、そこでもってどういう方々に差し上げたらいいのかということで、これは議会の方からも議長、副議長にご出席いただき、外部からは社会福祉協議会の会長、それから区長会の会長、それから民生児童委員の協議会の会長、それから内部の方では副町長、町民福祉課長というメンバーで、これらの義援金の配分委員会ということで開催させていただきました。

その中で、やはりその寄附をした方々のご趣旨からいえば、やはり亡くなった方、それから全壊、半壊の方々に対して出すべきでしょうということで、議会からのご提言のありました内定取消者であるとか失業者に対しては、これは義援金配分委員会というところからはお出しする趣旨のものではないのではないかという議論があったということでございまして、それにつきましては町見舞金、②の方ですね。町の方の一般財源を使って町としてお見舞いしましょうということから、こういった形になりました。

したがいまして、いろんな世界じゅうの方から集まった義援金でございますけれども、その義援金、5月9日現在では1,600万ほど集まっております。現在はもう少しふえておりますけれども、それによってこれらの配分を決めたということでございまして、今現在もどんどん全壊、大規模半壊、半壊、いろいろ申請が出てきてございまして数値が動いております。ですので、ほぼこれらにつきましては、この資料に基づいた、1ページ目に書いておりますけれども、見

込み額ということで、全壊180戸、大規模半壊120戸、半壊300戸という、そのぐらいになるであろうということで予算化したものでございまして、実際に町民に渡るのは、1と2を足した金額が町の方から、そして宮城県の義援金額ということで、これは国の方から、宮城県の方から来る配分額、それらをすべてトータルしますとこの金額になるということでございます。ただ、義援金につきましては今後とも配分が入りますし、あるいは若干最終的に余ってくれば、これは再配分ということも考えられるということでございます。

私からは以上です。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 続けてお尋ねいたしますけれども、義援金1,660万でしたか、それからふえているということですが、これは数字的には計上されない。それで、何か理由がございませうか。こういう予算に……。義援金の分ですね。予算計上されていないのは、何か理由がございませうか。引き続き受けているというのはわかりますけれども。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 義援金につきましては、別口座の方に義援金として入っているものですから、今回計上いたしましたのは町の一般財源の見舞金のみを計上したところでございます。以上でございます。（「何で計上しないのかわからない」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 本来、義援金というものは法的なものではないものですから、一般的に県の方からも別の方の口座の方ということで管理しても構わないということでの回答は得ているものですから、今回私の方では、この義援金につきましては町の一般会計とかの口座の方で管理はしていないところでございます。

ただし、配分に至る場合におきましては町の歳計外の方の保管金の方に移管しまして、配分するときは、まずお一人の方に対して合計額の集合合計支払方法というような形で支出したいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 出す方はいいのですけれども、入る方の管理は大丈夫なのでしょうか。全部振り込みで来ているのであれば別口座で構わないでしょうけれども、現金で庁舎内に入ったものが確実にどこどこと、その明細はどういう形で報告していただけますか。議会に対して、義援金の中身について。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 口座の方に、全国から善意の義援金をいただいているわけなのですが、今おっしゃるとおり窓口の方に持参される方もおられると思います。その際、その都度受領書を発行、その都度通帳に即入金いたしまして、その都度入金の記事を担当の方で決裁書類を出しまして、その都度報告をしているところでございます。ですから、その点については、確実に金銭の管理は厳重に管理しているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） その内容も、時期を見て報告、議会の方に資料として出していただき、控えがあればその写しで構いませんので、見せていただきたいと思います。

それから、県も含めて義援金が、県も決めているわけですが、いつ、どういう方法でこの被災された方々に配るような段取りになるのでしょうか。その方法を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 配分について。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 配分のスケジュールでございますけれども、おとといの議会でもお話ししたとおり、さらに広報の別冊版ということでお知らせをいたしますということで、6月の初めから被災された方に配分を実施したいと思います。さらに、住宅再建支援制度で既に申請している方につきましては、新たな申請は省略したいと考えております。配分については、6月1日から考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） それから、私は説明を受けているのでわかるのですが、資料の中に日本財団弔慰金というのがございますが、この社名の実態の説明をお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 日本財団、いわゆる前のその組織の名前は財団法人日本船舶振興会ということでございます。平成6年から日本財団というような名称になりました。それから、2011年からは公益の財団法人になりまして、公益財団法人日本財団となりまして、そこより死亡者、行方不明者につきましては5万円の弔慰金を支給いたしますということで、日本財団よりこのような申し入れがあったということでございます。それにつきまして、町の方から死亡者と行方不明者につきまして、日本財団よりよこされたその弔慰金に基づきまして、私の方で支給する仕組みとなっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 細かいことは、ほかの議員さんからもあるかと思いますが、最後に、いただきました広報でも出されております、この3ページの被災者生活支援金で、被災者生活支

援基金というのですか、これの今回のところの何か資料がございましたらお出しいただきたいと思うのですが、どういう性格の団体なのかわかれば出していただきたいなと思います。この3ページに出ているやつ、左側。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員、もう一度質疑してください。

○17番（小幡公雄君） 3ページが一番下、財団法人都道府県会館事業とかと書いてありますでしょう。この中身はどういう性格の財団法人なのか、そういうものがあつたら教えていただきたいということです。どういう人たちがこれを運営されているのか、そういうものがあれば教えていただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） この5月号の別冊の方の3ページでよろしいのかなと思いますけれども、ここに書かれております、3ページの被災者生活再建支援の中の財団法人都道府県会館事業ということでございますけれども、このことかと思っておりますけれども、これにつきましては47の都道府県で構成しております都道府県会館事業ということで、今回のこのような災害におきまして、被災者再建の支援の基金としまして都道府県の方で一定の金額を積み立てている、それを管理している財団でございます。ちょっと詳しい内容等の財団の方の資料は手では持っていないのですけれども、調べまして提出したいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、17番議員が話をしたのでありますが、ちょっと私は意味が理解できなかったのですが、この町の義援金、これが歳入されて負担金として会計管理者が持つのですか。会計管理者の口座に入るのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 口座につきましては、松島町災害対策本部の松島町長の名前の生活再建の支援金の口座ということで、新たに震災後に開設した口座の方に管理されることになっております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それは何ですか、会計管理者が全く承知しない現金の管理ですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の、生活再建の支援金の義援金口座の開設に当たりましては、会計管理者と開設する際には密に打ち合わせをしまして、これについては打ち合わせをして協議しての開設でございます。全く知らないということではなく、会計管理者の了解を得て

の開設でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 知らないという意味ではないのだけれども、現金の歳入は、昔なら収入役、今は会計管理者が管理をしなければならなくなっていないですか。町長部局が勝手に、会計管理者と話をし、そして口座を持つ。そして、会計管理者、議会も何も通さないで勝手に処分すると。そうすると、そういうふうになってきますと監査委員さんの監査の対象にもならないわけでしょう。こういうことが可能なのですか。だから、法的に歳入されたものが、負担金だかなんだかわからないけれども、管理する、管理できる、そういうふうな根拠は何なのか。根拠をまず示してくださいよ。

役場の職員が、別口座をつくって勝手に持っている。会計管理者と話したにしろ、法的なものがないわけでありますから、その法的なものはどういうふうになっているのか資料として出してください。

○議長（櫻井公一君） ちょっとそのまま、答弁整理させます。

よろしいですか。答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の義援金の関係につきましては県の方からちょっと指示を受けまして、義援金については公金ではないけれども一応どのような取り扱いをした方がいいのかということで、市町村よりいろいろ問い合わせがありまして、県の方では、過去の義援金を受け付けた今までの町の例を見ると、公金以外のものとして別口座を設けて、そこから被災者への義援金を交付した今までの事例もあることから、歳入歳出の現金として受け入れるなり、そこから被災者への払い出しをして義援金を交付した例があるから、町の方でそのような別口座に設けても、今までの例もあるからそのような対応でも可能だということを聞いております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） どこでやっているから、では泥棒したのだけれども返したからいいというのと同じだと思うのですよ。泥棒とは関係ないのですが。だから、役場の職員が、まず寄附でも何でも同じですよ。義援金もね。そういうふうな災害に遭って大変だから町にやるよと、こういうことで集めたのが1,600万だか何ぼになったわけでしょう。だから、その管理は役場の職員として、町長として、管理をしなければならないものなのか、全くしなくてもいいものなのかというふうなことで、法的な根拠はないので、どこでもしたことがあるからいいのだとおとといも出たのですが、いいことをしたのだからいいのだと、これと同じになるのですよ。

だから、どんな根拠でそういうふうなものを扱って、どういうふうな配分をするのかと、こういうふうなことなのです。そのところをはっきりしてください。

県から言われたからと、では県のだれが言ったのだと、まず。それで、そういう文書があるのかと言ったときに、「県の職員だから、おれはいいと思いました」というようなことで頭をかいているわけにはいかないわけでしょう。だから、そういうふうなのはどういうふうな根拠でどうなったのですかと、わからないから聞いているわけでありますから。

○議長（櫻井公一君） そのまま少しお待ちください。

答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 義援金につきましては、基本的には公金ではないという、こういう取り扱いでございまして、善意の全国から全世界からの義援に基づくお金でございます。

それで、どのように取り扱うか、これについては各市町村で判断願いたいということございまして、保健福祉部社会福祉課の方からそういうご回答を、これはQ&Aでございまして、義援金についてそういう取り扱いをするということで、従来、先ほどから申し上げましたけれども、公金以外のものということで別口座を設けて、そこから被災者への義援金を交付するというところでございます。

したがって、公金じゃないから右から左へということをやっているのかというようなふうにも聞けるようなご質問ではございましたが、公金に準じた取り扱いをして、我々としては誠心誠意それに基づいて配分委員会を設置し、それぞれの配分を行っているということでございます。これは、北部連続地震、従来我が町でも起きたそういう災害時でも同じような取り扱いをしてきたということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、だから公金ではないから、役場の職員が寄附だりなんだりもらったのを公金ではないからと別会計にして、そして別にしていというのですか。義援金もそういうことであると。

そうすると、町の職員が現金を扱っているのに、監査委員さんが監査できないでしょう。公金ではないからということで。それは何かあってもだれが責任を持つのですか。監査もできない、議会もわからない。何ぼもらっているのかわからないわけですよ。1,600万、何ぼだと言われたって、どこにも出てこないわけですから。そういうふうな状態で取り扱いをされたのでは困るのではないかと私は思っているわけです。監査委員は、皆いいと言っているんだというのであれば別であります、町の監査委員はもうれっきとした監査委員さんでありますからは

っきり見ていると思うので、監査委員も監査できない。ところが、役場の職員は何千万と公金に準じたもので扱おうと、こういうことになったらおかしくないですか。

だから、その県からなり国から来た文書を出してみてくださいよ。そうでなければ理解できないでしょう。今言ったように。監査委員も監査できない、だれもできないというやつを、役場の職員が勝手にやったら、勝手にではないと思うのですが、町長が指示してやっているのだと思うのですが、議会から見たら勝手に執行部がやっているのですよ。だから、そういうふうでないのであれば、ないんでないというふうなことを文書で来ているのであれば、そいつを出してください。何も、出すのにためらっていることはないのではないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 県から来ているのは、あくまでも社会福祉課からのQ&Aということで、質疑応答集ということで来ているものでございます。別に出し惜しみしているわけではございません。

それから、義援金は配分委員会という、先ほど申し上げました外部の方々、それから執行部だけで勝手にやっているというようなご指摘でございますけれども、議会から議長、副議長にご出席いただき、その配分についてご承諾いただいた上で、この配分を決定しているわけでございます。最終的に、その配分額、全体の金額がどうでどうだったと。そして、最終的にどうなるかと、それらの精算につきましてもその配分委員会でご報告するという、それでよろしいのかと思っております。これにつきましては、他の市町村、あるいは県レベルでも同様な取り扱いをしているものというふうに思っております、何らかの最善の方法があるのだとすれば、もう少しそこは研究したいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 配分委員会だって議会は知らないのですよ。町長たちが、勝手にという表現が必ずしもよくないのでありますが、自分たちの処理をするのにそういう委員会をつくってやっているというだけで、報酬も何も出ないのでしょう。この予算化もないのでありますから。あるのかどうかわかりませんが、だからそういうふうなところでやられている。公金に準じたものを、役場の職員が議会も監査委員の監査も受けないところで物事を処理すると、こういうのがいいのであればいいのですよ。だから、いいのだという根拠を示してくださいと私は言っているのですよ。理屈ではなく文書でないと、私は納得できないのですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 繰り返しになりますけれども、義援金配分委員会という中に、議会代

表で議長、副議長が入った上で、それで承諾を得てこの配分額を決定しているわけですから、執行部で勝手にやっているというふうに先ほどからおっしゃっていますけれども、その辺の意味がわかりません。

それで、そういった中でこの配分を決定して、最終的にその精算という段階になればトータル額が幾らになると。それで、また余っているから再配分しようというようなことで、そこで了解をとりながら再配分を決定したり、あるいは最終的には全体額が幾らになって、これこれこういう通帳にこういうふうに入っていましたというご報告をしながら、そこで監査も兼ねながら配分委員会で審議すれば、それで足りるものというふうに私は思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 議長、副議長は入ったって、議長、副議長というのは議会を代表する者だけれども、議会で議決も何もしていないのですよ。あなたの方から議長、副議長入ってくださいと言われたと、そういうふうなことを議会の休憩のときに話し合ったわけです。それは、あなたたちが考えることでしょうか。議会として考えることではないでしょうか。直接文書も何も来ていないわけでありますから。単に、議長、副議長という役職を持っていたから入ってくださいということだけでしょうか。だから、配分委員会というのは何か法的な根拠でもあるのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 議長、副議長ということでご指名したわけではなくて、議会の方からどうぞお二人に委員として入ってくださいということでご依頼申し上げているわけでございます。そこについてそのように言われることは大変心外でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 言葉ではなく、今言ったような、配分委員会というのはこういうのを設けてやりなさいというのであれば、全国的なものでしょう、まあ東北なら東北ね。そういうふうなものであれば、法的な根拠があってそういうふうな処理させているのだと思うのですよ。だから、そういうふうなものが来ているからやったのでしょうか。だから、それを出してくださいと言っているのです。

○議長（櫻井公一君） 配分委員会の根拠みたいなものの資料というのはあるのですか。答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今手元にそれはございません。それは、後ほど提出したいと思います。



なお、予算書には、その配分委員会に係る部分は議決内容ではございませんので、そこはご理解いただきたいというふうに思っております。あくまでも補正で提出しているのは町見舞金、町の一般財源に係る部分でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 町に係るのは、確かに見舞金だけなのです。だから、17番議員は、見舞金というのが出ているのだけれども、こういうふうな内容が補正予算の説明資料にもありますよと。副町長、説明資料にもありますよと。足すと、死亡・行方不明は50万ですよ。町の義援金は5万円ですよと、こう書いているわけです。だから、この根拠をどうなのですかと聞いているわけです。予算に関係ないのではないですよ。関係がないのならば何でくっつけるのですか、これを。くっつけられているのですよ。だから、この資料についてどうなのだと聞いているわけです。何で出せないのですかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 出せないとお話ししたのではなく、今手元にありませんと、お時間くださいということでございます。それで、今それをお出しするかどうかのお話でございますけれども、このあくまでも参考資料につけた義援金配分額の、その義援金の配分委員会、義援金の配分の方法についての何か法的根拠だというお話でございますから、それは直接この予算の審議とは、直接的なものではないのではないかというお話を申し上げたところでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、これは、もう一回確認をしますが、監査委員の監査の対象にはならないと、これでいいのですか。役場の職員が公金に準じたものを扱っていても、何かもし、松島はそんなことはないと思うのでありますが、事故が起きたときも全く議会は責任を負わないと、議会にも教えられなかったと、こういうことになっていいのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、監査について。

○副町長（西村晃一君） ご質問は、監査の対象になるのかというご質問でございますから、監査の対象にはならないというふうに思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 3点伺います。

まず、さっき16番議員が質問しました放射能につきまして、まず質問をいたします。

このことについては、きょう傍聴者もいらっしゃいますけれども、この間の議会の中では、こういう放射能機器を導入してはどうかという同僚議員の質問がありました際に、その必要は

ないのではないかと。国、県がやっておるといようなことでありました。

そこで、議会としましては、やっぱりこの提案理由書にも掲げてあるように、松島はいっぱい観光客もおいでになる、農林水産業も非常に、カキとかなんかも非常に松島の主力の産業であります。そういうことから含めて、やっぱり県がどうであろうが町独自のこういう放射能機器を取りそろえ、そして公表するのが、これから松島のとるべき道ではないかということで、議員で、皆さん全員一致のもと、先日議長が議会の総意をもって執行部の方に提案をし、今回このように計上していただきました。

これはこれとして感謝申し上げますけれども、今、今野議員が質問いたしまして、学校、幼稚園、そういうところ、それから食品の汚染やなんかのこういうものを測定しますよというように答弁なされたわけでございますけれども、測定したこの結果はどのような方法で情報を公開するのか、それをまずお示しをいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まず、広く町民の皆さん方に自信を持って公表できるというものは、やはり宮城県がモニタリングでやっている、その分析結果、これが一番正しい数値であろうというふうに私は思っております。

しかしながら、議会の方からもご意見をいただきましたが、やはり町は町として独自の調査をするべきではないかということで、確かにそういう意見も尊重しなければならないだろうということで今回購入いたしますけれども、しかしながらやはり我々は高い知識を持ち合わせていることでもございませんので、今回我々が調査をする内容につきましては、町の調査した結果ということでホームページ等で掲載できればとは思いますが、ただしあくまでもこれは町が独自に測定した結果でありますということをいろいろつけ加えた上で、公表するとなればせざるを得なくなってくるだろうと思っております。

なお、これらの放射能に関する取り扱い、これは大変高いレベルの知識が必要になってくるということになります。ですから、例えば踏み込んだ電話での問い合わせ、そういったものになりますと大変説明が苦慮してくるかなとは思いますが、基準表値、これを超えているのか下回っているのか、これを町の調査した結果ではこうですよという報告はできるのかなと思っておりますので、取り扱いについては、まず宮城県のモニタリング調査というのが第一というふうに考えて、その後の補足のデータということで追加せざるを得ない状況になるだろうと考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 放射能に関しましては、テレビでも私たちは見て、学者によってはいろいろな意見が分かれているというようなことで、非常に今班長が言うように専門的な学識を要するということは理解できます。

それで、あえてこういうふうにして購入をして、ホームページ上で公開をするというような答弁だったのでございますけれども、やっぱりここには学院も、それから東北大も、そういう優秀な学校、大学があるわけですよ。それで、世界に名立たるこの松島、三ツ星です。今回もまた三ツ星になったのですよ。そういうことで、全世界にこれを発信していくということになれば、これは確実にやらなければならない。

もうお客様も非常に当然この震災で少なくなり、一番怖いのは放射能なのです。そういうことで、もう皆さん戦々恐々として、観光業者、それから漁業の関係の皆様も、漁業の関係の皆様は魚をとっても、茨城とか千葉の人たちはこれ以上とっていいのかというような問題が浮上しております。もうますますこういう天気になりますと、南風がどんどん吹いてきます。それで、先日の大崎とか、それから蔵王の牛乳、牛乳業者なんかもう戦々恐々です。もう出荷停止までこのまま行くとなるかもしれないというようなことで手を打って、別な野菜を、こういうことがあるだろうということでも手を打って別なえさ、それを仕入れたりなんかしている業者もいるわけですよ。そういうことから、どんどん前々と対策を講じてやっているわけです。

そういうことも含めて、今回松島町がこういう機器を導入するというようなことになりますので、これは隠さずにこれからやっていただきたい。想定外だったという言葉は許されません。やっぱりすべて東電でも後手後手で隠したという形跡がもう写真でも、「何でこんなに早く、わかっていたのに何で早く公開しなかった」というようなことで、非常に全国民からの不信感になっておるわけです。そういうことから、町長、こういうものはすべて速やかに公開をし、それで安心のもと、やっぱり観光客にも消費者にも安心して松島を訪れてほしいというようなことで、どうですか、町長。そのことについて。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 放射性物質の問題については、これは命にかかわる問題でございますので、お話のように常に監視しておく必要があるというふうに思って、また議会のご提言もございまして、計測器を購入することにしたいというふうに提案させていただいているわけでございます。

ただ、今うちの危機管理監も申しましたように、ハンディーな、つまり持ち運び可能なものの機械ということになりますと、その精度の問題とか分析の問題については相当荒いものにな

らざるを得ないなというふうに思っております。ですから、町としてそれで計測をして皆様方に公開するという事は当然のことでございますので、これはやらせていただきたいと思いますが、そのほかにも、これは恐らく来週になろうかとは思いますが、宮城黒川町村会の方で県の方に放射能の測定ポイントの増加、こちらも含めて、今仙南の方でやっていますけれども、増加とかですね。計測。また、機器の給付、そういったものもお願いしていきたいというふうには思っているわけでございます。

それから、計測のデータの公表につきましては、そういったものもすべて含んだ形で、できるだけ正確なものを公開できるようにしたいなというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 松島町が独自にこういうふうにするということなのですから、先ほどちょっと半分言いかけてましたのですけれども、大学が二つありますから、そういう先生たちのご指導のもと職員も勉強しながら、そういうことで対応するのの一つなのかなというようなことで要望しまして、次の質問なのですけれども、今度は商工費、三十刈の駐車場の補修工事なのですけれども、あそこを見てもみますと1メートル四方の穴がどんとあいていまして陥没しています。記憶によれば、以前もあそこの地区はあったのではないかなと思うのですよ。それで、今回地震でもってあのように陥没したと。前回もあったと。そして余震が続いている。これから梅雨だよと、こうなりますと、条件が余りよくない、どんどん悪くなる条件がそろうわけですよ。

今回は、たまたま1カ所だったのです。それで、あそこは盛り土でございます。ご承知のとおり。非常に地盤が軟弱でございます。そういうことで、東北本線側、ずっと盛り土になっていますから、もしあっち側が崩れたら大災害になる可能性も考えられるわけですよ。そういうことで、今回は真ん中がどんとなくなっていますから、ほかのところ、地質ですか、そういうものを改めて調査をすべきだと思いますけれども、その考えはおありですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 確かに前回も陥没してございます。そして、今回も中央部分1カ所でございますので、その部分につきましては緊急措置的な形でバリケードを張りまして、危険回避をして行っております。そして、今議員ご質問の新たな測定をするのかということでございますが、その辺はちょっと現場を確認しながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 現場を確認しながらと言ったのですけれども、これは当然しなければならぬと思うのですよ。今回初めてではないわけですから、もう2回も続いているわけですから、そういうことで、そして今回国の光事業ですか、トイレもつくってもらった。新しいトイレもつくってもらったわけですよ。それで、あそこは、お客さんにはやっぱり、前の奥にあるトイレと違って今度は前面に出てきましたから目立つわけですよ。そういうことも利用客が恐らく多くなるのですよ。ということで、これは安心上からも早急に測定をしていただきたいと、そういうことでお願いを申し上げたいと思います。

それと、この消防費なのですけれども、135万。提案書によりますと、松島の避難場所に給水タンクを設備しますよということで135万。33カ所かな、避難場所。間違っていたらあれなのですけれども。1件当たり、これは割りますと4万1,000円になるのですね。一体何カ所に何個、そしてタンクはどのぐらいのタンクを用意するのか、それを知らせてください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 災害時用の給水タンクなのですけれども、今町で持っているもの、我々が持っているものとしては、1,000リッターのウオータータンクというものを三つ持っております。そして、そのほかに今回予算を計上させていただいた給水タンクなのですけれども、300リッターのものを今考えております。これは、軽トラックにも積めるものを考えておまして、給水車を待つことなく、もし軽トラックがある地域があれば軽トラックに積んで二子屋なりに水をとりに行き、随時補充できるような体制をつくっていければというふうに考えました。

また、今回の災害の例を見ますと、やはりこの3日間が大変重要な3日間になる。いわゆる72時間というやつですけれども、この72時間、やはり自分たちがどうやってつなぎとめていくかというものが一番重要になってくるだろうと考えまして、自主防災組織の方に関しましても、これらについて徹底していきたいなというふうに思っております。

それから、では30個を今考えているわけですが、これはどういったところを考えているのだということになりますと、耐震の基準を満たしている避難所として挙げている場所、それからそうでない地域につきましては通常の集会所にまずはこういったタンクを保管していただいて、給水ポイントとして使っていただけるように考えております。今現在町内にこれらを合わせまして33カ所分を配置し、まずは給水車プラス給水タンクということで水の対応をこれからしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 300リッターのもの、そして軽トラックで運んできた。今、班長がまさに言いましたように、3日間ですね。松島には2台プラス大きいのが1台ですか。そして、あの3日間、もう大変な危機管理、それから皆さんが総動員して水対策。もう要望はほとんどすべて水、水というようなことで、本当に大変な3日間、1週間かなと思います。そのときにいち早く、象潟とかにかほですね。それから桑名とか。それより後になって反町の自衛隊が給水車を出して、円滑に行くようになったのかなと思います。

そして、各自主防災組織、上竹谷の方では、これは300リッターかな。あのぐらいのやつを海岸に持ってきたのですよ。非常にありがたかったです。自主防災組織でそういうものを持っているわけですよ。海岸につきましては、海岸駅前のホテルがでっかいタンクを持っているのですよ。そういうもので海岸の人たちに、もう松島町の指定された場所以外にそういうこともやっていただいたというようなことで、そのありがたみが重々わかり、必要だなと思いつつ今回の計上になったと思うわけでございます。

それで、これはね、班長、やっぱり33カ所とありますよね。人口、やっぱり密度が違うわけですよ。海岸の場合は、公的施設というのは2カ所しかないわけですよ。2カ所。それから、失礼ながら北部の方はかなり施設があるわけですよ。そして、その施設、施設、耐震が条件だということではございますけれども、やっぱり戸数的にはかなりいくわけですよ。そういう部分の対応、高城なんかもそういうことで非常に少ないタンクではないのかなと、こう思いますので、その辺の対応はどうなのか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まず、松島海岸地区、一つは住民プラス観光客ということもあるだろうなというふうに考えていました。それで、今現在1,000リッター3個、それから今回購入するものを利用して松島海岸4カ所は最低限確保して、そのほか水道事業所の給水車で回っていただくという考えを持っております。高城地区についても同じような考え方で、給水タンク1,000リッタープラス350リッターを3カ所に、それからあとは1,000リッターを1カ所にとすることで、そのほかには水道事業所の給水車ということで、まずはその3日間をしのげるのではないかなという考え方を持っております。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 人口を考慮して、そのように配置するよというようなことだと思いますけれども、ではこれは保管場所はこういったところを考えているのかなというようなことをどう考えていますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 300リッターの給水タンクにつきましては、それぞれの地域の集会施設並びに学校、保育所等に配備をしていきたいなというふうに思っております。それから、1,000リッターのものにつきましては、これは町の備蓄倉庫に備えておいて、災害発生時に至急これを現地に配付するというような考え方を持っております。以上です。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 非常にわかりやすい質問をします。一問一答でまいります。

今度の補正で、まず放射線測定体制を考えていただいたこと、感謝を申し上げます。議会として、このことは強く申し上げて入れられたと理解します。

私は、反原発推進論者ではありません。現実在即して考えております。それで、今度の震災で、新聞、テレビで「想定外」という言葉がたくさん使われております。これは遺憾に思っております。想定すべきものを想定しなかったというふうにして起こっております。それで、私は、今度の震災に学ぶべきは想定外をなくすということ。原発は危険なものであり便利なものではありません。よって、測定器は必要と判断をしました。

そこで、町長にお聞きしたいのは、放射能測定器について、町として対応しなくとも、県や国がこの分野では一定の、一定のというか役割を果たしていると、こういう当町の見解から転じられた今どのように思われておるかお聞きをしたいと思えます。

私たちは、水、これは海水も含めてですよ。特に海水は、恐ろしいほどの濃度の放射能を含んだものが今放出をされております。これは世界が見ております。そして、海流の流れは、あちらからこちらにないわけではありません。めぐりめぐってこちらに来ることも考えられます。そして、野菜、大気測定をお願いしたと思っておりますが、今回水については省かれております。このことについてもお聞きをしたいと思えます。

最後に三つ目ですが、これから台風シーズンに入ります。すると、風はこちらに間違いなく来ます。これはだれでもわかると思えます。それで、原発の真上に台風の目が来ると、今度は東京の方に風が吹いてきます。これもまたご存じだと思います。そういうことを考えて、いかに私たちはあるべきか。とりわけ犠牲者として測定についての特別の思いがあるなら聞かせてください。

1回目を終わります。

○議長（櫻井公一君） まず、町長の方から。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 前に議会からのご質問で、県の測定値で十分であるというふうにお答えしました。私は、空气中を伝わってくるものですので、仙台とか丸森とか仙南の方では各ポイントで、いろんなポイントで空中の放射線の濃度を測定しておりますので、そちらのデータが上がらないうちは、こちらに来ないであろうというふうに考えたわけでございます。

ただ、議会からのご指摘を重く見させていただいたわけでございますけれども、当然町民の方々もそういった思いもあるであろうと。また、ケースによってはスポット的にといいますか、濃度の濃くなっている部分もニュース等で見るとありますので、これはやはり町民の安心、安全、そして一番大事な心の問題というのもありますので、そういう点から議会のご提言を受けまして購入するというにしましたわけでございます。

それと、先ほども申しましたけれども、やはりハンディーな機械、つまり携帯用のものと、測定量も限られますし、また精度も限られますので、あわせて県の方にも測定ポイントの増加とか、今海水のお話も出ました。海水も含めてしっかり測定していただけるようお願いしたいというふうには思っているところでございます。

○議長（櫻井公一君） その他の答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 私の方からは、水の測定ということでちょっとご報告させていただきますけれども、今市販されている測定器では水の測定というのができない状況でございます。ですので、この水の測定、今仙南、仙塩、それから大崎の方の貯水池で測定しておりますけれども、これらの測定については市販のものではできないということだけご理解いただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 東京都なんかは測っているのですよね。ご存じのとおり、飲料水の濃度を測っております。できないではなくて、できるように対処をしていただきたいと思います。町長も、海水まで触れて、検討すべきだろうという旨の答弁と理解をしました。危機管理監においても、同じ理解で今後対処していただきたいということをまず申し上げておきます。

次に、町長にこれもまたできればお聞きしたいのですが、アメリカのスリーマイル島の原発事故がありました。1979年であります。ちょうどこの第一原発と同じように、炉心が溶融をしてしまった事故であります。そして、冷温停止状態に持ち込んで、まずは大きな第一閘門を突破しております。しかし、汚染水処理に要した年月は14年と言われます。これは新聞報道であります。4月19日、河北新報であります。では、福島第一は、6ないし9カ月で冷温停止に持ち込めると、こういう計画を組んでおります。その後、この計画も何か最近怪しくなってきました



おります。そして、東電事故収拾への工程表は4月18日に出されております。それで、所見をお聞きしたいのですが、この第一原発事故収拾にどれほどの日時がかかると思いますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私は素人でございますので、そのところはちょっとはかりかねます。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） それが率直な答弁だと思います。私もそう思っています。わかりませんが、最悪の事態は考えておく必要がある。それは、想定外ではなかったという結果につながっていくのです。そのことをまずしっかりと認識していただきたいのです。

そこで私がお願いしたいのは、福島では校庭の表土をとったり裏返しにしたりしてやっていますね。これは、基準は3.8マイクロシーベルトです。台風が来ると、この数字がここでも考えられるのです。もうあの原発は最初から最悪の状態になっていると最近わかったのですよね。どーんともう下に落ちるくらい落ちてしまっているという状況でしょう。そして、今から台風ですから、想定外は許されないよということを申し上げておきたいと思います。

そこで質問ですが、ベクレル、ヨウ素、セシウム、その他ガンマ線等々放射能に関する物質がたくさん新聞紙面で活字になっています。私たちも頭がこんがらがります。そこで、国際放射線防護委員会（ICRP）の出された数字があります。そして、世界の主要国の基準があります。国際基準に比して、例えばアメリカの基準はぐっと低くなっています。そういうものもあります。日本の基準は、どちらかというところ暫定基準であります。同じ国際基準でもWHOのものもございます。これは水道水が主です。このように、同じ基準でも国内外の基準はそれぞれの数字が全部違います。そこで、このことは我が町の担当者は当然知っておく必要があるだろうと思います。これは必要不可欠事項と私は思っています。県のモニタリングの調査があるというのは、これらを知らなければいけないのです。知らないで見ればそうなのかで終わりますから、やっぱり知っておくべきだろうと思っております。

そこでお聞きしますが、議会に、今言ったようなことも含めて放射性物質、そして基準、世界の基準、日本の基準、WHOの基準、その他世界主要国の基準、こういうことをお示しいただけますか、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今高橋議員さんから、さまざまな放射性物質の項目が挙げられました。それで、今全国的にこの放射能の監視に使われている言葉に「ヨウ素」という言葉があります。これは、何でこのヨウ素を特に重点を置くかということ、発がん性物質

なのです。ですから、これについては体内に残るものですから、ですから甲状腺に係るリンパ腺関係の発がん物質ということで一番重要視して项目的にとらえていく。そして、これらのヨウ素を生み出しているのがセシウムということで、この二項目については重点的に県が今調査をしているところでございます。

なお、今議員さんの方からご指摘のあった種目につきましては、ちょっと時間をいただいて、宮城県原子力安全対策室の指導もいただきながら、ちょっと調査をさせていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） では、一つだけ聞きましょう。ヨウ素の基準は幾らですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） ヨウ素につきましては、それぞれ項目によって皆異なります。例えばミルクにつきましても、食品衛生法上に基づく幼児の飲用に関する暫定的な指標値は100ミリベクレルです。それから、一般の男性につきましては300ミリになっております。それから、例えば野菜とかキノコ関係ですが、これにつきましては2,000です。それから、水道水につきましても、幼児については100、それから一般の成人であれば300ということで基準が定められております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） これは、私は一日も早く欲しい資料です。それらを整理をして、早急にいただきたいと思います。残念ながら、この会期は1日ですから、この会期中にはいただけないものだろうと思います。そして、各議員にしっかりと配付をしていただきたい、そういうふうに思います。このことは可能ですね。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 資料の提出。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 確かに、今回私もいろいろなマスコミ等で、シーベルト、ベクレル、一体どういうふうに違うのかというのがわからないところがありまして、いろいろ調べた結果わかるようになったところもあるわけですが、なかなか複雑でわかりづらいということで、ただこういう資料、ばらばらな知識で入っているのもありますし、それからどのぐらい日常生活に必要なものなのかというのもありますので、その辺も整理させていただきながら、最低限必要なものについて資料として取りまとめて議会の方に出したいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 資料を、ついでにもう一つおつくりいただきたいのがあります。それは、

今町民の方々、特に全壊、大規模半壊の方々から質問を受けるのですが、議会で対応し、議会で説明を受けたことについては申し上げております。しかし、それでも足りません。住民の方がすぐ見てわかるような資料が欲しいなと思っております。例えば、全壊ですよ。300万円、かつてなかった皆さんに与えられるそういう支援がありますよ。全壊の場合は、解体は、それはあなた方の負担になりませんよ、例えばこういう。しからば、それらはどういう経路でその全壊家屋の方々にお金が渡っていくのかと。そして、どこに行けばこの相談はいいのかということですね。役場3階でやっていますと言っただけでは済まないであります。ですから、これも資料をつくって、見ればわかるように易しくつくってほしいなと思います。すると、住民の方々は、役場の何課、例えばだれにというまでわかれば訪ねてくるのだらうと思います。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） おっしゃるとおりでございます。被災者に対する支援制度をよりわかりやすくお伝えしたいというふうに思っております。それで、広報まつしまだけではなくて、先月号も別冊ということでおつけさせていただいたのですが、なおちょっとわかりづらいというご指摘かと思えます。より詳しく説明しようとする、なかなか細かくなってしまふ。より目に訴えやすくすると、ちょっと簡単過ぎてしまうという、そんなこともあります。なおその辺を工夫しながら6月号の別冊ということでも今新しい制度を、今回議決いただく内容であるとか、そういったものをそれに入れ込んだ形で、支援制度のリーフレット、パンフレット等々は各世帯に配布というようなことで考えていきたい。それとともに、ホームページにも随時お知らせをしておりますので、そういったPR活動は今後も努めていきたいと考えております。（「はい、終わります」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。質疑ございますか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 災害救助費なのですが、このように工事請負費が出ているわけですが、この工事請負費の中で損害家屋の解体工事をする場所等について、通学路にこういう家屋があるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

過日、第二小学校の通学路等についてのそういう場所があったということで、その場所は一時迂回路を別につくったと、通学路を変更したということになっておりますが、それ以外にこの被災家屋等についての解体予定地の中にあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） ここは、どここの箇所ということは、ここの中ではまだ把握して

いません。当然、全壊とか大規模半壊とか半壊の中で、解体というのは原則的に所有者がするものであって補助対象外ということなのですから、この間もお話ししましたけれども、今回は大規模ということで補助対象になるということなので、所有権は当然その方にあるので、その方が、壊した方も対象になりますけれども、これから壊したいという方も対象になるということで、特別委員会の第二分科会の方でも箇所を回ったようではありますが、その該当者が危険箇所となれば、うちの方でもその相手の方に、危ないですから、これが補助対象になりますよと、町でできますよという話をして、「じゃあ壊します」ということになれば当然この中に入ってきます。「いや、私は壊さないだよ」ということになれば、また別のいろんな相談とかになろうかとは思いますが、ですから、ここの中にどの箇所、どの箇所というのが今は、ここが決まっているという予算づけではありません。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） それはわかりました。そうしますと、では教育委員会の方に聞きたいのですが、この家屋等の中で通学路等について、そのような危険箇所として把握しているところはあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 通学路の安全対策については、校長と私どもとで定期的に見ているところでございます。3.11以前はベストの状態だったと思うのですが、それ以降余震等も続いておりますので、1カ月前はよかったものが今週行ったら半壊に近い形になっているとか、危険になっているとか、そういったものはあるというふうに聞いています。この辺につきましては、総務、それから道路管理をする建設課の方と相談をしながら進めていきたいと考えています。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、各学校に、二小は変更したということではありますが、それ以外の学校等について変更等が生じたところはあるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 二小については、片山議員がおっしゃるとおりでございます。一小、五小については今のところございませんが、すぐに倒壊しそうな建物というか建築物というか、そういったものはまだ見受けられないということもあって、即座に迂回をするだとか、そういった策を講じているところは今のところはありません。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、各学校等の協議の中で、二小学区だけがそういうふうにあったというふうに聞きました。そうしますと、今の一小学区で、ここの役場前から高城の駅までの停車場線までの間で、かなり崩壊しそうな建物があると思います。その段階で通学路として子供さんがもう通ってきていると思います。女の子さんたちがいつでも帰ってきていますが、その段階でそこは危険だというふうには教育委員会では見ていないのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 道路につきましては、上り車線と下り車線がありまして、上りと下りと分けて安全な方を通る、そういった回避行為はさせていただいている、指導はさせていただいているということです。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、学校としてそういうふうな、子供たちに皆通達されているのですか。私は見ているのですよ。子供さんが帰る時間。今の七十七銀行の前までずっと左側、こちらから行って第一小学校から左側を歩いていますよ、子供さん。この段階で危険な箇所はないのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 危険な箇所が皆無とは言えませんが、先ほど申し上げましたように、危険な構造物の反対側の車線を通るだとかは指導はさせていただいていると。それで、それが足りないというのであれば、さらに指導はさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうすると、今実際に子供さんは左側を歩いていますよ。役場側の方。これはやっぱり、教育長、きちんと学校と協議して、迂回させるのならば右側なら右側というふうに、ここは左側を通ってはだめですよというふうに徹底すべきではないのでしょうか。私はいつでも思うのですよ。ここに来るとき、松島橋のところから歩いてくる途中に、やっぱり危険だという箇所は何カ所かあるようですよ。建物は。私たちが歩いて見えています。ですから、そういうところに、ここは通学路として不適切だから迂回してくださいよというふうな看板でも立てたらいいのではないですか。それとも、学校としてきちんとその辺はさせるべきではないのでしょうか。教育長の見解を伺います。

○議長（櫻井公一君） 米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 3月11日の地震以来始業式まで、たまたま日数がありましたので、何を一番優先にしたかという、やはり子供たちの命、安否確認、命、そして安全確保のために

危険箇所等を巡回確認し、そしてこれまで指導してきたところであります。しかし、現実的に、今議員がおっしゃられたように、危険箇所を避けるように指導はしてはいたけれども、そのようにまだ周知徹底していない面もありますので、早速学校と連絡をとりながら指導の徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 一番大事なのは子供さんですね。もう既に2カ月経過しているわけです。そこで歩道のところも、歩道いっぱいまで今さくまで出てきて、あそこは左側を子供さんが歩道を歩けないのですよ。教育長さんも多分そこを歩いていると思いますけれども、そこからはみ出て、皆さん、一般住民も歩いているわけです。そういうところがあって、学校との指導がいまだにこれからやりますという、これはちょっと後手じゃないのですか。やっぱりきちんと、教育の立場であるならば、きちんとそこはやるべきだと私は思いますので、強くこれだけは要望をして、早急にやってください。終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 先ほど、義援金のことで議員さんから質問がありました。ちょうどきょう監査でしたので、報告になるか弁明となるのかわかりませんが、質問した議員さんと同じようなことを会計管理者の方に申し上げたと。あくまでも口頭でありますけれども、議会で監査委員として聞かれたときには答えられるように、できるならよく把握できるようにしておいてくれというようなことを申し上げたわけでありまして、例えばダブルチェックというのですか、決裁はだれがやっているのですというようなことを申し上げたのですが、管理者の方では担当の方ですということだったので、そうじゃなくということで、管理者の方でも把握できるようにと。そして、監査委員が把握できるようにしていただきたいということを申し上げました。そうでないと、受け取ったまま忘れてははいけませんよというようなこともありますのでということを、あくまでも口頭ですが、申し上げたところであります。

それでは、2点ばかり質問させていただきます。

18日の臨時議会で、これほど大事な被災者の救済の補正予算でありましたけれども、残念ながら否決ということになりましたけれども、早速きょう提案されました。通るかどうかわかりませんが、早い対応で何よりだなというふうに思います。

そこで伺いますけれども、伺うのではないですけれども、後で一般質問でもいいのですが、1点だけ要望をしておきたいことがあるのですよ。それは、災害対策費のタンクの購入でありますけれども、タンクを用意するのはいいのですが、今回のように広範囲に災害になったとき

に、どこから水を持ってくるのだということになるのですよ。本来ならば、今きちっとした自主防災なりなんかで、個人の家庭でもそうですけれども、ペットボトルで何日分か用意してくださいというようなことの方が多いのです。ですから、タンクも大事ですけれども、そういう対策も必要ではないかなと思うことが一つ。

それから、井戸はあるのですよ。北部で今回随分四つ、五つの井戸を利用させていただきました。これはやっぱり非常にありがたかったなという思いがいたしました。ですが、飲めるよと言われても、検査は受けていませんということだったので、なかなか口に入れることはできなかったのですが、それは洗水とかトイレの水には最高に便利に使わせていただきました。ですので、今後財政に余裕があるのでありましたならば、ぜひその井戸の検査というのもの、町内に、町の中にもたくさんあると思うのですが、そういうものを考えていただければと思います。これは要望です。

それから、貸付金ですね。商工業貸付金というものがありません。今回減額となって提案されましたけれども、私はほかの救済措置、見舞金給付とか、それから損壊家屋の解体事業等をバランスを見たときに、やはり同じように半壊までかなという思いがあったものですから、バランスの上で賛成させていただきました。そこで伺いますけれども、一部損壊も含めるというような意見もたくさんあります。私もそうしてほしいなという思いがありますけれども、例えば罹災証明なんかを出しているときに、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊ということで、それに該当しない、損壊なしというのはあるのですか。まず、それを一点聞かせてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） きょう現在で罹災証明の申請が上がったのが、午前中で1,543件あります。その中で、今調査に入っていますけれども、調査の担当者にも、全壊とか大規模半壊とか半壊とか一部損壊、では実際申請が上がってきて今調査している時点で、一部損壊以外に損傷がないよと、該当がありますかといったら、今のところは、松島町全体がこのような地震ということになれば、クロスとかにある程度ひびとかが入っていても、それは一部損壊という形になるので、損壊なしというのはよっぽどでなければいけないということで、軽微な損傷があっても一部損壊に該当するというものであります。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） そうしますと、農林漁業なんかの公的な支援もいっぱいありますね。各種から支援策がいろいろありますけれども、それとのバランスで考えた場合ですよ、この一部損壊まで全部含めて町の経費で見るということになったら、相当数の数になるのですか。この

一部損壊ということは、今おっしゃったようにすべて含まれるということになると、今考えられる予測でどのぐらいの件数になりますか。お答えください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 今のところは1,500件前後で、毎日20件程度来ていますけれども、いろんな制度が一部損壊とかということが該当になれば、松島町全体の方々が罹災証明を申請、ほぼではないですけれども、今後追加で出てくるのではなかろうかとは思いますが。

その中で、あと支援制度は当然、あるものは半壊とか、いろんな種類にはよりますけれども、一部損壊もある程度該当になるということになれば、当然今のうちの方の財調とかも、この間財務課長が話をしましたけれども、それも含めたら当然財調は底をつくというか逆にマイナスになるので、そこまでは考えたことはありません。

○議長（櫻井公一君） できるだけ今回の提案の内容等でご質疑を願います。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ですから、かかわってきているのですよ。こっちは半壊ですよ。ですから、これに一部損壊まで入れたらどのぐらいになりますかということなのです。ですから、今度はじゃあ額でいったら、こういう支援制度に一部損壊まで全部見てあげますと、見てくださいというような町民の要望が出てきたときに、では見ますと言ったときに、底をつくののか。何ぼ底をつくののかと。町の金、何ぼ借金しなければならぬのかということはおわかりですか。お答えください。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） それは、きょうの補正の見舞金の方でしょうか。損壊家屋の方のという……。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 商工業は終わりました。これらは一部損壊も含めてという要望があったよと。ですから、できるだけ借りやすいようにということだったのでしょう。ですから、補助制度のバランスをとるために、全部一部損壊、そういう人たちも皆入れたらどのぐらいの金額になりますか、押さえていますかということをお聞きたいのです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一部損壊に当たる家屋がどれぐらいあるかということがまず第一点だと思うのですが、ちょっとプライベートで申しわけないのですが、私のうちでもクロスは破れておりますし、戸のサッシは傷んでおります。ただ、私のうちでは出しておりません。そ



ういうクロス、それから壁の一部の剥離、そして開口部の破損、そういったものを含めれば、ほとんど全部の世帯が私は一部損壊に該当してくるのではないかなというふうに思います。しない方が珍しいと。

例えば、その一部損壊の方々が4,000としまして、今5,000世帯ございますので4,000戸とした場合に、それに支援金なりなんなりを10万円出すということになると、ざっとした計算で申しわけないのですけれども、10万掛ける4,000ということになりますね。4億円ということになります。それで、実際に軽いところも、クロスの仕事で10万で終わるのかどうなのかということもあります。また、屋根の破損でかわらが落ちたものも相当数ございます。そういったものの仕事を考えると、実際の仕事にかかる金は何倍もかかる。そういうことから考えまして、ほぼ全戸発生している一部損壊の方々にご支援をするというのは、町の財政からしてなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 自分のうちもそうですが、町長がおっしゃったように、地域を見たときに、みんな助けてほしいのだろうなというところがいっぱいあります。ですが、今言ったように、ある程度のお金がないとできないわけで、ですからある程度の基準というのを設けてやるのが当然のことだろうなと思っております。ですから、今後ともできるだけその基準というのですか、守りながら、町民の要望にこたえていただきたいと、そういうことを要望して終わります。（「ちょっと議長」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） きのうの否決をしたのは、補助金ではないのですよ。貸付金、それも事業者、商工業者の少額の貸付金をするのに、いいですか、それも事業資金として貸すのになんというふうなことなのですよ。今のやつからいったら、補助金だって5,000戸皆だというふうなことになるのですが、きのうの否決をしたり議論をしたのは、そういうふうな議論をしたのだと。これは間違うとこんがらがってしまって、いかにも議会の否決したものが悪いようになってしまふ。そういうふうな小事業者で大変ひどい人があると。そうすると一部損壊も入れたらいいのではないかと。そんなにないと思うのですよ。そこのところだけ申し上げておきます。これは予算外になりますのでいいのでありますが。

○議長（櫻井公一君） きのうというよりも5月18日でございますけれども、一応それは貸付金ということでありました。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なし。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第59号平成23年度松島町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成23年第5回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時49分 閉 会